

## 市行動計画作成の目的

新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要があり、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。そこで、川崎市においても特措法で規定された事項を加え、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等と相まって、新型インフルエンザ等対策を、総合的に推進することを目的に市行動計画を作成した。

## 市行動計画の構成

### 【第1章 総論】

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 市行動計画の位置づけ及び対象とする感染症

### 【第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針】

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 4 新型インフルエンザ等が発生したときの被害想定等
- 5 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担
- 6 行動計画の主要6項目
- 7 発生段階

### 【第3章 各段階における対策】

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 県内未発生期
- 4 県内発生早期
- 5 県内感染期
- 6 小康期

各段階における具体的な対策を、主要6項目の各項目に対応する形で、記述。

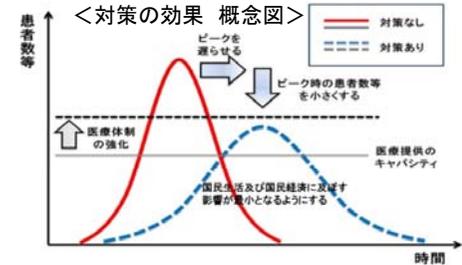
- 【主要6項目】
- (1) 実施体制
  - (2) サーベイランス・情報収集
  - (3) 情報提供・共有
  - (4) 予防・まん延防止
  - (5) 医療
  - (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 【新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略】

世界中のどこかで発生すれば市内への侵入、多数の市民のり患は避けられないことを念頭に、次の2点を主たる目的として対策を講じる。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



### 【新型インフルエンザ等対策実施上の留意点】

- (1) 基本的人権の尊重
  - (2) 危機管理としての特措法の性格
  - (3) 関係機関相互の連携協力の確保
  - (4) 記録の作成・保存
- …緊急事態措置実施時には、制限が必要最小限となるようにする。
  - …緊急事態措置は、どのような場合でも講じるものではない。
  - …政府対策本部、県対策本部と緊密な連携を図る。
  - …市対策本部における対応は記録を作成・保存・公表する。

### 【各発生段階における危機管理体制と主な対応】

発生段階		危機管理体制	主な対応
国	神奈川県 川崎市		
未発生期	未発生期	川崎市 危機管理推進会議 (会長:副市長) ※具体的な対策は「新型インフルエンザ等対策専門部会」で検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーベイランス※の実施</li> <li>・発生に備えた事前準備</li> <li>・市民への情報提供</li> </ul> ※感染症の発生状況を把握、分析すること
海外発生期	海外発生期	川崎市 新型インフルエンザ等対策本部 (本部長:市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外からの侵入防止対策</li> <li>・国内発生に備えた対策の実施</li> <li>・サーベイランスの強化</li> <li>・市民への情報提供</li> <li>・業務継続計画に基づく重要業務への重点化の準備</li> </ul>
国内発生早期	県内未発生期	【各区】 区本部 (本部長:区長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への情報提供</li> <li>・全庁的なまん延防止</li> <li>・市内患者発生時の早期把握</li> <li>・適正な医療の提供</li> <li>・業務継続計画に基づく重要業務への重点化の実施</li> </ul> ※緊急事態宣言が発せられたときには、特措法に基づく市対策本部となる。
国内感染期	県内感染期		
小康期	小康期	川崎市 危機管理推進会議 (会長:副市長) ※具体的な対策は「新型インフルエンザ等対策専門部会」で検討する。 ※政府対策本部及び県対策本部が設置されている場合は、市対策本部及び区本部を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一波に関する対策の評価</li> <li>・第二波への体制整備</li> <li>・第二波の発生の早期探知</li> </ul>

## 第1章 総論

### 【市行動計画の特徴】

#### 【位置づけ】

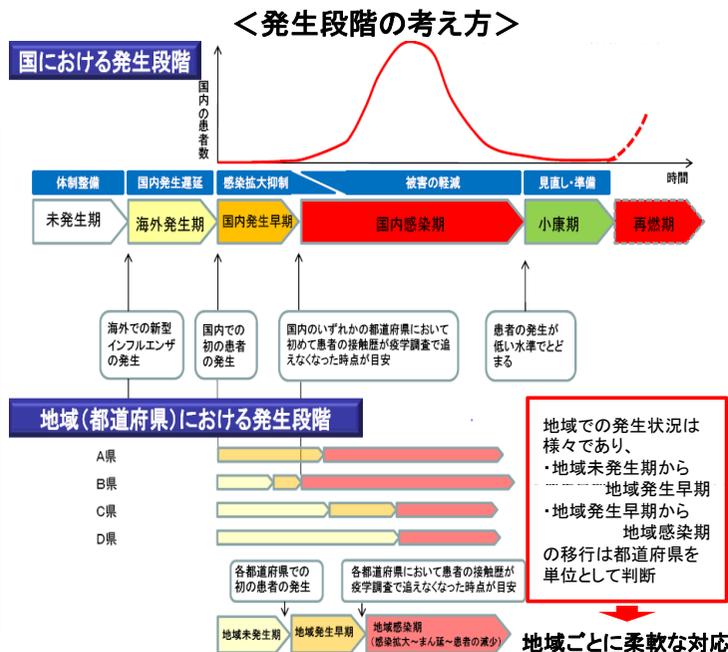
特措法の規定により県行動計画に基づき作成

#### 【対象の疾患】

新型インフルエンザ及び新感染症

#### 【発生段階】

県単位の発生段階



地域ごとに柔軟な対応

# 第3章 各段階における対応

状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うため、あらかじめ発生段階を設け、各段階における対応を各項目に合わせて、具体的に示している。  
 新型インフルエンザ等の発生時には、これらの各段階における対策を柔軟に選択し、実施する。

		発生段階						緊急事態宣言が 発せられた 場合の 緊急事態措置 ※必要最小限の対策を 選択して実行する
		未発生期	海外発生期	県内 未発生期	県内 発生早期	県内 感染期	小康期	
対策の目的		・発生に備え、体制の整備を行う。 ・発生を早期に見つける。	・国内侵入をできるだけ遅らせるとともに、侵入を早期発見する。 ・県内及び市内での発生に備え体制を整備する。	・県内及び市内での発生に備えた体制整備を行う。	・感染拡大をできる限り抑える。 ・適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えて体制整備を行う。	・医療体制を維持する。 ・健康被害、市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。	・第二波の流行に備える。 ・第二波を早期に探知する。	
主要6項目	各項目の主な対策							
1 実施体制	・危機管理部門と公衆衛生部門を中心に全庁的な取組 ・政府対策本部設置に合わせて、市対策本部を設置	・危機管理推進会議における検討 ・行動計画策定、見直し	(政府対策本部、県対策本部設置) 川崎市新型インフルエンザ等対策本部設置 各区本部設置			(政府対策本部、県対策本部廃止) 市対策本部廃止 各区本部廃止		・特措法第34条に基づく市対策本部の設置 ・他自治体からの応援 ・他自治体への応援
2 サーベイランス・情報収集	・サーベイランス体制を構築し、情報の収集・分析を実施	・通常のサーベイランス	サーベイランスの強化 ・患者の全数把握開始 ・集団施設での探知強化			サーベイランスの変更 ・患者の全数把握等の中止 ・システムによるサーベイランス		
3 情報提供・共有	・市民、事業者等への迅速な情報提供 ・双方向のコミュニケーション	・情報提供体制の検討 ・対策の普及啓発	・多様な媒体を用い、対策等に関する積極的な情報提供 ・コールセンターを設置し、市民への適切な情報提供				・第一波終息の発表 ・体制の縮小、見直し	
4 予防・まん延防止	・個人等への対策実施の啓発 ・水際対策、患者対応の実施 ・予防接種の実施	・対策の普及啓発 ・予防接種体制の検討 ・登録事業者の登録事務	水際対策の実施 特定接種への協力 住民接種の実施 患者に対する入院措置 濃厚接触者への対応			不要不急の外出等の自粛の呼び掛け		・県知事が実施する外出自粛要請や施設の使用制限等の市民への周知 ・特措法第46条に基づく住民に対する予防接種
5 医療	・帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置 ・医療提供体制の確保	・医療体制の整備 ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄検討 ・診療継続計画策定の要請	帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置 確定患者は、感染症指定医療機関へ移送、入院 診療継続計画に基づく診療の継続を要請	移行期	廃止 一般医療機関での診療	医療提供体制の確保	・医療体制等の再整備	・臨時的医療施設の設置等
6 市民生活及び市民経済の安定	・市民生活に関わる重要事業の継続・食料、生活必需品の安定供給 ・要援護者等への支援	・業務継続計画の策定 ・必要な物資の備蓄	業務継続計画に基づく感染対策、重要業務への重点化等の実施			・買占め、売り惜しみ防止の呼びかけ ・社会機能維持の要請		・生活関連物資等の価格の安定 ・要援護者への生活支援 ・埋葬・火葬の特例実施等

## ※緊急事態宣言:

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。